

総務文教委員会
審査報告



議案甲第30号 多久市立図書館
条例の一部を改正する条例

現状の市立図書館の利用状況等から考え、開館時間の延長や祝日開館により利用者の利便性向上が図れるというのであれば、いきなり指定管理者による管理に移行するのではなく、試行期間を設けてサービス向上につながるかを検証してから行うべきではなかったのか、さらに県内でも直営方式で利用者が多い図書館もあるので、すぐに指定管理者による管理に移行するのは時期尚早ではないかといった意見がありました。

その他、付託を受けた議案について、全会一致で原案どおり承認することに決定しました。



予算特別委員会
審査報告



議案乙第38号 令和元年度多久市
一般会計補正予算(第3号)

市立図書館の指定管理者制度の導入については、議案上程前の早い時期から議会と協議をするべきではなかったのか、まずは直営で運営できる体制を整え、実際に開館時間の延長等による市民サービスの効果を検証し、それに基つき判断すべきで、今回の上程は早急すぎるのではといった意見、また指定管理者制度の導入により市民が喜んで図書館を利用してもらえるようなサービス改善につながることを期待するといった意見があり、賛成多数で原案どおり承認することに決定しました。



議案乙第38号 令和元年度
多久市一般会計補正予算(第3号)に対する修正案

榊島 永一郎

この修正案は、多久市立図書館指定管理業務委託料の債務負担行為補正1796万4千円の全額を削除するものです。

現在の市立図書館の運営費用は年間約1600万円ですが、指定管理業務委託を行えば、年間約3600万円となり、5年間の契約で約1億8000万円、年間約2000万円、5年間で約1億円の増加になる。これは経常収支比率が平成28年度96.9%、平成29年度99.5%、平成30年度101.8%と悪化する中で、財政に及ぼす影響が非常に大きく、簡単には認められない現状ではありません。

また、指定管理業務委託期間は5年間であり、多くの予算を投入して、それに見合った利用者の増加、サービスの向上等ができるのか、できないかという途中でのやめることも難しく、5年間の指定管理業務委託を実施し思うような成果が出ないとき、またの直営に戻すことは図書館運営のノウハウを経験した者

がいなくなっているため、非常に困難な状況になります。
まずは直営で運営できる体制を整え、実際に開館時間の延長などを行い、サービスの向上、図書人口の増加につながるかを検証して、その上で直営を続けるのか、指定管理業務委託に取り組むのかを考えればよい、また、指定管理業務委託を導入するに当たり、運営時間の延長、祝日開館の変更はあるが、具体的な利用目標が設定されていないような状況での指定管理者制度の導入は認められないと判断します。



議案甲第30号 多久市立図書館
条例の一部を改正する条例に対する反対討論

野北 悟

この条例の改正で、図書館の開館時間の延長、祝祭日の開館を、管理者を指定して任せられることができるようになります。開館日や開館時間については以前から要望もあり、実現できると喜ぶ声もあります。同時に提案されている予算案では5年間で約1億8000万円、年間約3600万円が計上され、現状と比較すると年間約2000万円増加します。この予算案については、近年、経常収支比率が高どまりし、平成30年度決算では100%を超え、経費を抑えていかなければいけない中で安易に認められない状況です。

この件に関しては、議案質疑の中で具体的な業務内容の改善や数値目標、効果について言及はありませんでした。また、新図書館建設を前提とした提案ではないとの答弁がありました。指定管理者選定委員会において、「応募する事業者があるか心配」との意見に対し、「新図書館を見込んでおり、あると認識

議案乙第38号 令和元年度
多久市一般会計補正予算(第3号)に対する修正案に対する反対討論

飯守 康洋

これまで市立図書館が十分な人員及び予算を投じておらず、入館者数、貸し出し冊数等、県内最低の状況が続いています。また、職員数が少なく、不審者対策といった安全面でも大きな課題を抱えています。

この課題を改善し、市民が図書館をより親しむ環境へ整えるために、今回、条例の改正並びに指定管理者制度導入に伴う債務負担行為が提案されています。

こうした環境、サービスの拡充には、職員体制の充実が不可欠で、現状の直営での職員体制では到底対応できません。

指定管理者制度導入により、館長を含めた職員体制の充実、民間のノウハウ、アイデアの活用、図書館業務、管理運営の実施、新規イベントの開催、図書館司書育成の充実、複数職員の配置による利用者の安全・安心確保等、課題解決が図れます。

また、直営で人員体制拡充を行

している」と答えていることが会議録から確認されています。

図書館の開館日や開館時間については規則の中で定め、管理運営を行われていたため、通常なら規則の改正のみで済みます。今回、条例改正を提案されたのは、指定管理を行うに当たり、条例で定める必要があるため、今回提案された予算案を認めることはできないので、この条例改正は必要ないとして反対します。



う場合2800万円、指定管理者では2400万円と説明があり、コスト的にも十分節減効果が見込まれます。

また、債務負担行為の金額は、5年間の委託料の最大限度額であり、今後、業者選定により委託料が減額することも考えられます。

図書館事業の今後より一層の活性化を図る上で十分検討し、最善の策として今が適時と判断されて提案されたと思います。

修正案を認める場合、将来、多久の未来を担う子どもたちに十分な学習環境の提供、高齢者の長寿社会に即した生涯学習の場が提供できるのか、全ての市民が本に親しみ、学び、交流できる空間づくりができるのか、以上のことから、修正案に反対します。

